

令和 5 年度分

高等学校等 就学支援金 家計急変支援制度

(対象 : 就学支援金「受給していない」、「月額 9,900 円認定」世帯が、家計急変し
収入が急減してしまった場合)

令和 5 年度より、国の施策で、やむを得ない理由によって家計が急変し、従前得ていた収入を得ることができない場合、前年(または前々年)の課税所得によらずに『授業料』を支援する制度です。

また、通常の就学支援金 制度と連動しながら、家計急変家庭の教育費負担を軽減し、教育の機会均等に寄与するものです。



通常の就学支援金「受給していない」、「月額 9,900 円認定」世帯が、家計急変し、収入急減してしまった場合を想定しております。

◆認定条件や、必要書類など事細かに設定されております。

該当が予想される場合、早急にご連絡をお願いします。

(※該当の判断など、ご不明な場合ご相談ください。宮城県と確認しながら、ご対応いたします。)

1. 認定条件

●対象となる家計急変事由に該当し、保護者等の推計年収が 約 590万円未満 相当まで減少の場合。

※対象となる事由については、保護者等の負傷・疾病による療養のために勤務できないことや、自己の責めに帰することのできない理由による離職など、離職理由について事細かに定められています。

2. 対象外となるケース

①通常の就学支援金 月額 33,000円 認定の場合。

②保護者等のうち一方、または全員が国外居住等 (保護者等の税情報等が確認できない)の場合。

③定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職などの場合。

3. 認定限度額

● 月額 33,000円。

・【認定ケース①】

(通常の就学支援金 0円(受給していない) + 家計急変(本制度) 33,000円 = 33,000円(月額))

・【認定ケース②】

(通常の就学支援金 9,900円 + 家計急変(本制度) 23,100円 = 33,000円(月額))

・【認定外ケース】

(通常の就学支援金 33,000円 + 家計急変(本制度) 0円(対象外) = 33,000円(月額))

4. 対象期間

- 当年度中、随時。

※認定などに時間がかかる場合がありますので、速やかにご連絡をお願いします。

※令和5年4月1日以前に家計急変している場合でも、認定対象となる場合があります。

5. 算定方法

- 家計急変事由発生後の、3ヶ月の収入状況から年収を推計し、審査算定。

保護者等の (市町村民税の) 課税標準額に相当する額 × 6% - (市町村民税の) 調整控除の額に相当する額 の合算額		家計急変 認定額 (月額)
A	0円 (非課税) 以上 154,500円未満	33,000円 または 23,100円
B	154,500円 以上 304,200円未満	0円
C	304,200円 以上	0円

◆：政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算となります。

※通常の就学支援金 では、『マイナンバー (個人番号)』を用いて前年(または前々年)の所得情報から上記計算式にて審査算定。

6. 提出書類

- ①申請書類。
- ②家計急変事由を証明する書類 (原則、第三者が証明したもの)。
- ③収入証明書類 (課税対象となる所得に係る証明書類 (非課税のものは不要))。
- ④家計急変事由によっては、その他の書類提出を求められる場合があります。

担当：事務室 萱場
TEL：022 - 286 - 3557